

# 開発行為添付書類一覧表 ~休憩所<34条9号>~

NO.

申請者住所 氏名		代理人 TEL:	担当: 印
開発区域			農転調整 面積 済・不要 m <sup>2</sup>
1 開発許可申請書	省令 別記様式第2 住所、氏名、印、地名地番、実測面積、用途(計画戸数)、施工者、工事着完日、非自己用か否か		
2 委任状 ※1	代理人の資格、登録番号記載		
3 事前協議書	★事前協議を行った場合		
4 事前協議意見書写し	★事前協議を行った場合(担当課押印入りの写し)		
5 申請理由書	建物が自己用であること。申請地の貸借等の明記(貸借、贈与、所有、購入)		
6 設計説明書 ※2、3	市規制規則様式第1号、付表1(※3)、付表2(※3)		
7 公共施設等の同意書※8	公共施設の付け替え、廃止等がある場合(32条同意等)		
8 設計者の資格 ※6	市規制規則第3号 卒業証明書又は免許証、業務経歴証明		
9 申請者の資力及び 信用に関する申告書 ※4	市規制規則第4号 申請者が法人の場合【登記事項証明書、宅建免許証(写し)、前年度の納税証明書(法人税及び事業税)】、申請者が個人の場合【住民票、前年度の納税証明書(所得税)】資金計画書への記載〔自己申告〕で可		
10 工事施行者の能力に 関する申告書 ※4	市規制規則第5号 工事施工者が法人の場合【登記事項証明書】、工事施工者が個人の場合【履歴書、住民票】事業経歴書は「宅地造成履歴」欄に記載すれば添付不要		
11 営業計画書	資格証明書		
12 工事の資金計画書 ※4、5	省令別記様式第3・造成・建築費見積、付帯工事費は仮設工事費、道路復旧工事費、その他を算定		
13 土地の全部事項証明書	区域内全て 所有者の住所が現在と相違する場合はそれをつなぐ書類(住民票等)		
14 開発行為の施行等の同意書 ※9	市規制規則第2号 所有权者、抵当権者、根抵当権者、その他土地に対する権利者		
15 14(同意書)の本人確認資料	【個人】印鑑登録証明書、健康保険の被保険者証、運転免許証等の写し 【法人】印鑑登録証明書の写し		
16 隣接地主等への周知経過説明書			
17 水利権者の同意	日付、管理者印、区長の意見確認(水利権者がいない場合)		
18 交通量調査	5000台／12時間以上の道路の沿道		
19 現況写真	2枚以上、図面に撮影方向の表示		
20 開発区域位置図	都市計画図(1/20,000)、方位、縮尺、区域朱書き、申請地と明記		
21 開発区域現況図	現況図(1/2,500)、方位、縮尺、区域朱書き、申請地と明記		
22 公共施設新旧対象図	施設構造図の添付、位置※市規制規則様式第1号付表1～3の対象番号と統一		
23 公図	縮尺・方位・区域朱書き・転記日・転記者・隣地所有者等・公道(茶)・水路(青)の着色		
24 求積図	杭の表示、求積表(公共施設・各宅地別)、方位、縮尺、1,000m <sup>2</sup> 以上		
25 土地利用計画図	方位、縮尺、隣地境界線からの建物の位置、用途、道路幅員(現況・後退・認定番号・種別・7.0m以上かつ5,000台／12時間以上)、境界線の種別、道路幅員30m以上接道、5m以上の出入り口2箇所(6m以上の1箇所)、緑地(3,000m <sup>2</sup> 以上)駐車スペースが十分あること、営業時間14時間以上、終日利用可能な便所の設置、		
26 造成計画平面図	方位、縮尺、区域朱書き、区域内の公共施設の位置、擁壁・土留等の位置		
27 造成計画断面図	盛土(赤)、切土(黄)の色別、現地盤高・計画地盤高		
28 構造図	擁壁の構造図、構造計算書及び水抜き穴隣接地排水承諾 ※規則第23条(切土2m、盛土1m、切土盛土2mで崖を生じるもの) 現地管理及び完了検査時写真必要		
29 がけの断面図	高さ及び勾配、土質、地盤面		
30 建築物平面図	用途、床面積(200m <sup>2</sup> 以下)、平家建		
31 建築物立面図	2面以上(最高高さ記入)		
32 排水施設計画平面図	給排水計画書、排水区域、施設の位置、勾配、放流先		
33 排水施設構造図	雑排水槽、排水升、側溝(仕様を明確に)、グレーチング(仕様を明確に)等		
34 給水施設計画平面図 ※2	給排水計画書、構造図(油水分離槽、浄化槽、雑排水槽)、排水区域、施設の位置、勾配、放流先		
35 雨水計算書 ※7	雨水計算書に伴う図面、流末水路等の放流断面図		
36 消防水利 ※2	都市計画図(1/2,500)、既設消火栓の位置(半径120m等の円)、管網の図 新設の場合:防火水槽の構造図、新設消火栓の位置図、標識設置箇所の表示		
37 樹木の保存、表土の保全 ※6	現況図、計画図、断面図		

※1 申請者自らが手続きを行う場合(代理人を立てない場合)は添付不要

※2 自己の住居のための開発行為の申請の場合は添付不要

※3 公共施設等が含まれていない場合には添付不要

※4 自己の住居又は自己の業務のための開発行為の申請で、開発区域の面積が1ha未満の場合は添付不要

※5 収支計画の支出のうち、工事費及び附帯工事費の額の合計が100万円未満の場合は、不要(市規制規則第4条)

※6 開発区域の面積が1.0ha未満の場合は添付不要

※7 開発区域の面積が0.1ha未満の場合は添付不要

※8 事前協議を行った案件については、協議書を締結したことをもって同意を得たものとする

※9 法第29条の申請のみ添付